

## 第 147 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 3 年 2 月 25 日（木）14 時 00 分～15 時 00 分
- 2 開催場所 オータピア高知図書館 4 階 ホール
- 3 出席委員 青木章泰、磯部雅彦、大倉美知子、片岡万知雄、康峪梅、小坂雄一郎、坂本淳、田村壮児、林幸一、政岡慶子、横山桂子、依光晃一郎、田所裕介、山崎太志（代理）、眞鍋栄治（代理）、山本俊郎（代理）  
（計 16 名）
- 4 欠席委員 稲田知江子、岡崎誠也、田鍋剛、塩田俊一（計 4 名）
- 5 出席幹事 平井和久課長（商工政策課）、中山明課長（農業政策課）（計 2 名）
- 6 欠席幹事 小笠原直樹課長（政策企画課）中嶋真琴課長（地域福祉政策課）、坂本寿一課長（土木政策課）（計 3 名）
- 7 事務局等 （高知県）土木部都市計画課  
（土佐国道事務所）調査課
- 8 審議事項 諮問事項  
1）安芸都市計画道路（1・5・2 号安芸中央線）の変更について  
報告事項  
1）高知広域都市計画区域区分の変更について

---

### ■事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「第 147 回高知県都市計画審議会」を開催いたします。私、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県都市計画課 課長補佐の井西でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして、16 名の方のご出席をいただいております。当審議会条例第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していることを、ご報告いたします。

また、本審議会は高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定により、公開としており、傍聴席を設けております。

それでは、委員の皆様、お手元の資料の確認をさせていただきます。配布資料でございますが、「資料－1 次第」、「資料－2 出席者名簿」、「資料－3 配席図」、「資料－4 高知県都市計画審議会条例、同運営要綱」、「資料－5 議案書」、「資料－6 付議事項説明資料」、「資料－7 報告事項説明資料」となっております。以上、不足がございましたら、事務局にお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の皆様方のご紹介となりますが、出席者名簿と配席図によりご紹介に代えさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条、会長が議長となって会議を主催することになっていきますので、磯部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ■磯部会長

会長の磯部でございます。皆様ご出席賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が会議録の署名委員を2名指名することになっておりますので指名させていただきます。今回につきましては、大倉委員と小坂委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今回は、お手元の次第にありますように、付議事項は1件ということになります。議案「安芸都市計画道路（1・5・2号安芸中央線）の変更について」お諮りいたします。まず、事務局から議案の説明をお願いいたします。

#### ■事務局

高知県土木部都市計画課計画担当チーフの清水と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料5の1ページをお開きください。第1号議案を朗読させていただきます。2高都計第440号、令和3年1月25日、高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。安芸都市計画道路（1・5・2号安芸中央線）の変更について。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

安芸都市計画道路の変更（高知県決定）。都市計画道路1・6・2号安芸中央線を次のように変更する。種別、自動車専用道路。名称、番号、1・5・2、路線名、安芸中央線、位置、起点、安芸市伊尾木字杉ノ下、終点、安芸市穴内乙字腰掛、主な経過地、安芸市西浜字小八王寺、区域、延長、約5,800m、構造、車線の数、2車線、幅員、12mです。

なお、構造形式について、嵩上式とは、道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間のことです。また、地下式とは、道路が350m以上連続して地下にある区間のことで、地表式とは、嵩上式と地下式以外の区間のことを指します。構造形式の内訳については、今回省略させていただきます。

次のページをお開きください。

安芸都市計画道路の変更、高知県決定、理由、安芸都市計画道路1・6・2号安芸中央線は、安芸市伊尾木字杉ノ下を起点として、安芸市穴内乙字腰掛に至る延長5.8kmを自動車専用道路の都市計画道路として、平成23年に都市計画決定した路線である。地質調査や詳細設計等が行われたことにより、縦断計画の変更や構造の見直し等、当初計画との相違が生じたことから、この度下記のとおり、都市計画の変更を行う。

当路線の変更内容は以下のとおりである。軟弱な地盤層が確認され、大規模な軟弱地盤対策が必要であることから盛土構造と橋梁構造で比較検討を行い、周辺影響、経済性が優位な橋梁構造としたことによる道路幅増。剛性中央分離帯設置のため、幅員の確保による道路幅増。道路縦断見直しに伴い土工部の道路幅増減。盛土擁壁構造の見直しによる道路幅増減。トンネル管理設備場所の確保による道路幅増。トンネル坑口付近の道路縦断の見直しに伴い切土範囲増減による道路幅増減。安芸西インターチェンジの接続方法の見直しによる道路幅減。

それでは、議案の詳しい説明について、皆様のお手元には、前方のスクリーンと同じものを資料-6説明資料としてお配りしております、併せてご覧ください。

それでは、1ページをご覧ください。参考としまして、都市計画道路の名称の付け方を示しております。今回変更するのは、安芸都市計画区域内の道路ですので、安芸都市計画道路となります。

次に番号ですが、頭の1は、道路区分の意味で、自動車専用道路の番号となっております。2つ目の数字は、規模の意味で、数字が小さいほど大きくなり、5であれば幅員12m以上16m未満、6であれば幅員8m以上12m未満のものを示しております。

今回の変更では、後ほどご説明させていただきますが、道路幅員が10.5mから12.0mに変更となるため、この2つ目の番号が6から5に変更となります。3つ目の数字である、2は、一連番号で、安芸都市計画道路の自動車専用道路で2番目に都市計画決定したことを示しております。

次の2ページをご覧ください。

こちらが、現在の四国の高速道路網、いわゆる「8の字ネットワーク」の整備や計画の状況を示した図でございます。この8の字ネットワークの令和2年4月1日時点での供用率は、全体で72%程度となっておりますが、そのうち高知県の供用率は55%と四国内で最も遅れている状況でございます。

高知県東部地域の阿南安芸自動車道の整備状況は、北川奈半利道路の5kmと大山道路の2kmが暫定供用中となっているだけで、高知県東部地域を含む四国南東部は、高

速ネットワークの空白地帯といった状況になっています。今回、都市計画の変更を行う安芸中央線は、この「四国8の字ネットワーク」の一端を担う道路になりますので、県東部地域の経済・産業・文化・観光・医療等に大きく寄与するものとして平成23年12月に都市計画決定をさせていただいております。

次のページをお願いします。

今回の都市計画道路、安芸中央線は、阿南安芸自動車道の終点部にあたり、安芸市伊尾木から安芸市穴内乙までの延長約5.8km区間になります。

次のページをお願いします。

こちらがですね、安芸中央線の計画諸元となっています。

安芸中央線は、安芸市伊尾木字杉ノ下から、安芸市穴内乙字腰掛までを結ぶ、延長約5.8kmの道路となります。道路の構造基準は、道路構造令によります、地方部の自動車専用道路にあたり第1種の道路であり、計画交通量が12,900台、地域の地形としまして平地部ということで第3級ということで、第1種第3級の道路区分にあたります。車線数は2車線で、標準の道路幅員は、冒頭でご説明したように、現在の計画幅10.5mから12.0mに今回変更させていただきたいと考えております。なお、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

設計速度は、時速80kmで計画しており、安芸中央線の終点部に接続いたします、南国安芸線と同様の速度となっております。接続する道路につきましては、起点部は、安芸東ICが設置され、県道大久保伊尾木線と接続いたします。また、中間部では、安芸中ICが設置され、安芸中央インター線と接続いたします。終点部につきましては、都市計画道路南国安芸線の安芸西ICに接続する計画となっております。

次のページをお願いします。

それでは、安芸中央線の盛土部分の標準断面図を紹介させていただきます。

道路幅員は、車道3.5m、路肩1.75m、中央分離帯1.5mの全体で12.0mとなっております。都市計画道路の区域は道路として必要な範囲を決定することとしており、赤線で引き出していますように、盛土や切土の法面と、擁壁・水路等といった構造物を含んだ範囲となっております。道路の構造は、地域の地形状況や土地利用状況などを総合的に判断いたしまして、選定しており、基本的には経済性に優れる、このような盛土や、切土による断面構造を計画しております。河川、道路をまたぐ場合、あるいは高い山を通過する場合など、盛土・切土では施工が困難な場合におきましては、橋梁やトンネルといった構造を選定しています。

こちらに表示しています盛土構造が、安芸中央線の大半を占める断面となっております。

次のページをお願いします。

こちらが、切土を施工する場合の断面です。

当道路の終点部、南国安芸線に接続する区間は、このような断面となります。

続きまして、こちらが橋梁部の断面です。伊尾木川や安芸川等の河川を渡る箇所、また県道黒岩東浜線、市道中道線等、立体交差する際に、このような橋梁断面となります。

また、今回変更部分としまして提案させていただきます盛土構造から一部区間が橋梁構造となります。先ほどの盛土構造、切土構造と同様に全体で12.0mの道路幅員となります。

こちらがトンネルの断面です。妙見山を通過する区間は、このようなトンネル断面となります。

今回の変更点について説明いたします。大きく3点ございます。

まず、1点目が中間地点でございます、盛土構造から橋梁構造への道路構造の見直しをすることによるものです。

2点目が全区間が対象となりますが、中央帯を設置したことによりまして、道路幅員の見直しを行うものでございます。

3点目が終点部分に近い安芸トンネルの土被りを確保するための道路縦断の変更によるものでございます。

1点目の盛土構造から橋梁構造への道路構造の見直しについてです。これは、区間で言いますとちょうど中間部分にあたる箇所でございます。延長約80m程度を変更させていただくものです。

具体的な変更内容を横断図で説明させていただきますと、左側の当初計画の盛土構造としていたこの横断図でございます。その後、詳細な地盤調査等を実施した結果、軟弱地盤であることから、地盤改良が必要ということとなりました。こうした場合、右側の橋梁型式と比較し、橋梁部分の杭基礎で対応するのか、当初計画の盛土構造で広範囲の地盤改良工事を実施するか経済的な比較を行った結果、橋梁形式が経済的にも有効であると判断し、今回変更を行うものでございます。こうした場合、右側の図面にありますように橋梁型式とすることで、紫色で着色しております部分が都市計画区域外になりますので、都市計画区域としては橋梁幅のみとなります。

よって、都市計画決定幅は縮小させていただくということになります。

変更点の2点目ですが、中央帯を設けた完全分離方式による道路区域幅の増によるものです。こちらの写真にもありますように片側1車線の2車線の高速道路での正面衝突による死亡事故等が頻発する状況を踏まえ、これまでは、右側上の図のようなラバーポ

ールによる簡易分離方式から右側下の図面にあります中央帯としてコンクリート壁を設けた完全分離方式により変更を行うため、その幅分が増加するものでございます。具体的な数値としましては、中央帯として1.5m設けるとのこととしておりますので、全体の道路幅員が10.5mから12mに変更させていただきたいと考えております。

こちらは一般部分、橋梁部分、トンネル部分とも先ほど申し上げましたように、道路幅員10.5mから12mに変更するものでございます。

3点目の変更部分です。安芸トンネルの終点側付近になります。現在の都市計画決定幅より、この赤い部分の幅を増としまして、黄色の幅を減として変更させていただくものでございます。

こちらは上段がトンネル部分を側面から見た図面になります。この区間の変更理由としましては、こちら右側にある江の川という谷地形がございます。この下を安芸トンネルが通過する計画となっておりますが、その際、トンネルの土被り厚を確保するため道路の縦断を下げる計画に変更したいと考えております。下段の図面が道路の縦断方向に横から見た断面図でございます。グレーの半円がですね、当初計画のトンネルの計画高さとなっております。

こちらで見ていただくとわかりますように、トンネル上端から谷までの土被りが少ないことから、道路の縦断高さを下げて、トンネル上端から谷までの土被りを確保する計画ということで変更しております。この変更により、トンネル坑口部分の都市計画区域幅が増となっております。

最後に、都市計画決定の手続きについて、ご説明させていただきます。

この度、安芸都市計画道路の都市計画の変更決定を行うための原案を作成させていただき、縦覧を11月18日から12月2日まで行いました。そして、この原案の縦覧期間にあわせまして、11月25日に住民説明会を開催いたしました。公聴会につきましては、公述の申出がございませんでしたので、中止としております。

その後、原案から案としまして、12月15日に地元自治体である安芸市への意見照会、12月22日に国土交通大臣の事前協議をそれぞれ実施させていただいております。その後、都市計画案の公告・縦覧を行いましたが、住民の皆様からの意見書は提出されません。そして、本日の高知県都市計画審議会でのこの変更についてご審議いただくこととなっております。

本日、答申をいただきましたら、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の告示を行い、都市計画が決定するという流れになります。現在の予定でいきますと、今年度内には都市計画変更の告示を行いたいというふうに考えております。

以上で、安芸中央線の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

■磯部会長

どうもありがとうございました。

それではただいまの議案に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

あの、地質はなかなか現地で調査を行い最終的な詳細までは決まらないということになってます。また、中央帯を設けることで安全性を確保しているというご説明だと思います。土被りの件は、これはもう規定で決まっていますので、断面が大きくなる分だけ深くなるということになります。

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

もし、無いようでしたらこの議案については、原案のとおり答申するというところでよろしいでしょうか。

■各委員

異議無し。

■磯部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、本議案につきましては、原案のとおり答申することといたします。

付議事項については、今日は以上でございまして、続きまして、報告事項に移ります。

事務局からご説明をお願いします。

■事務局

はい、報告事項といたしまして、高知広域都市計画区域区分の変更につきまして、ご説明させていただきたいと思えます。皆様のお手元に、前方のスクリーンと同じものを資料－7の説明資料としてお配りしております。併せてご覧ください。

高知県では、県内34市町村のうち20市町で16の都市計画区域を保有しております。そのうち、高知市、南国市、香美市、いの町の4市町で構成します高知広域都市計画区域だけ区域区分、いわゆる線引き都市計画区域となっております。残りの15の都市計画区域については非線引きの都市計画区域となっておりますが、中村都市計画区域、宿毛都市計画区域につきましては用途地域の指定を行っております。今回の変更は、線引きをしております高知広域都市計画区域の変更を行いたいというふうに思っております。

こちらが、高知広域都市計画区域における区域区分の変遷についてでございます。市街化区域と市街化調整区域の設定につきましては、人口の動向や、都市計画区域のまち

づくりの方向性を示した都市計画区域マスタープランに基づきまして実施しております。このため、変更案の説明の前に、現行の高知広域都市計画区域マスタープランでの区域区分の有無等について、簡単に説明させていただきます。

このマスタープランは平成 29 年度に策定されたものですが、この中で、区域区分は、良好な市街地の形成のため、引き続き行うこととしております。また、区域区分における土地利用の方針としましては、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成を図ることとしております。

今回の区域区分の変更は、このマスタープランの方針に基づき、見直しを行っております。高知広域都市計画区域では、当初、昭和 45 年に図面でいいます、水色で着色している区域が市街化区域として設定をさせていただいております。その後、第 1 回の変更としまして昭和 54 年に、緑色で着色しています布師田の機械工業団地等を市街化区域に編入させていただいております。第 2 回の見直しでは、黄色で着色しています天王ニュータウンであったり、高知南ニュータウン等を編入させていただいております。第 3 回の見直しにつきましては、オレンジで着色しています、観月坂ニュータウンとか、4 回目ではピンクで着色しています、高知新港などの見直しを追加で行っております。前回の 5 回目の見直しにつきましては、同じく高知新港の埋立地を市街化区域に含めるとともに、市街化区域と市街化調整区域の境界が地形・地物と不整合である箇所が判明しましたので、そちらについても見直しを行っております。

こちらが、平成 30 年 3 月に策定しました高知広域都市計画マスタープランの抜粋になります。区域区分の方針としましては、持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、将来の人口規模の見通しを踏まえたうえで、地域の活力が維持された市街地の形成を図ることとしております。右下のグラフにありますように、人口は今後減少しますが、世帯数は横ばいから微増する見通しであることから、利便性が高く、良好な居住環境の形成を図り、住民の生活スタイルの多様化などを踏まえた住宅地の規模を確保するため、既存の住宅地や低・未利用地の活用を進めています。

また、地域の活力を維持し、暮らしやすい環境を確保するため、広域拠点及び地域拠点では、低・未利用地の活用や土地の高度利用を進め、業務及び商業等の都市機能を誘導を図っていくこととしております。

産業拠点におきましては、「高知県産業振興計画」の取り組みに基づく工業地の需要見通しを踏まえたうえで、既存の工業系用途の低・未利用地を活用することとしております。

以上の理由によりまして、現在の市街化区域の規模が必要であることから、市街地の拡大や縮小は行わず、現在の規模を維持することとしております。

次に区域区分の見直し候補箇所についてご説明させていただきます。前回の見直しであります、平成 24 年の第 5 回の定期見直し以降に各市町及び住民から出されました要

望箇所が 30 箇所となっております。

内訳としましては、市街化区域への編入要望が 17 箇所、市街化調整区域への編入要望が 13 箇所となっております。また、その他に市街化区域の縁辺部において、人口密度と宅地化率によって機械的に抽出した箇所が 14 箇所となっております。

この合計が今回、区域区分の見直し候補箇所となっており、市街化区域への編入候補箇所は 31 箇所、市街化調整区域への編入候補箇所が 13 箇所となっております。

これが、先ほどの見直し候補を位置図で示したものでございます。赤色で引き出ししていますのが市街化区域への編入する箇所、青色で引き出しをしている箇所が市街化調整区域への編入候補箇所となっております。

次に、見直し候補箇所の評価の流れについて示させていただいたものでございます。

まず、市街化区域への編入につきましては、①の市街化区域の周辺部で編入対象となる 3 つの要件に全て該当しているかどうかを検討いたしました。3 つの要件は、次のページで示させていただいていますが、既成市街地との連続性があるのか、相当程度宅地化している区域であるのか、既成市街地形成の見込みがあるかの 3 点になります。

また、②のですね、市街化区域に隣接して、計画的な開発の見通しがある要件に該当しているかも確認しました。

この①、②のいずれかに該当していれば、災害の発生のおそれがある区域でなければ、市街化区域への編入を行う箇所として抽出しております。

また、市街化調整区域への編入対象箇所につきましては、市街化の見込みや地権者等の地元の合意形成ができていないかも確認しております。

また、候補箇所の中で道路改良など、地形が変わったため、境界の変更をする箇所についても、今回変更対象としております。

こちらが、市街化区域へ編入候補箇所の一覧となります。

先ほどのフローによって、それぞれの条件に該当するかを整理しています。最終的には、市街化区域へ編入する箇所というのが赤ハッチでやっております、31 箇所のうち 2 箇所ということになっております。

次に、こちらが、市街化調整区域へ編入する箇所の一覧になります。先ほどと同様にフローによって条件に該当するかの整理を行い、最終的に市街化調整区域への編入条件に合致するものがハッチで掛けております 11 箇所となります。

これが、市街化区域、市街化調整区域への編入箇所の抽出した一覧でございます。市街化区域への編入箇所が赤色の引き出しをしている箇所、高知市で 1 箇所、いの町で 1 箇所、計 2 箇所となります。また、市街化調整区域への編入箇所は、青色の引き出しを

している箇所となり、高知市で1箇所、いの町で10箇所の計11箇所となります。また、面積の合計につきましては、全体で2ヘクタールほどの減少にはなりますが、マスタープランにもありますように、ほぼ現在の規模を維持する形となっております。

こちらからが、今回見直しを行う箇所の詳細な箇所をあらわしております。こちらが、市街化区域へ編入する箇所で高知市の神田地区になります。この箇所は南北の県道と東西の市道で、最近道路改良が実施された交差点の付近となります。位置図からも分かりますように、道路改良が行われたことによって市街化調整区域が三角地のように残ってしまうということから、すでに宅地化もされているため、今回市街化区域へ変更することとしております。

これが、いの町の沖田地区になります。1-5と書かれております箇所につきましては、河川改修事業や高知西バイパスの道路事業などによります収用代替地となっております、すでに宅地化している箇所でございます。ここにつきましては、市街化区域に隣接しており、計画的な開発が進んでいる箇所で、いの町の下水道事業も終わっているため、今回市街化区域への編入を考えております。また、2-3、2-4、2-5、2-12につきましてはですね、道路や河川の公共用地となっておりますので、当然宅地化することも無いため、今回市街化調整区域への編入を行うこととしております。

こちらが、いの町の波川地区になります。この写真からも分かりますように、山地となっております。今後市街化する予定も無いことから市街化調整区域への編入することとしております。

こちらが、いの町の是友地区になります。こちらにつきましても写真で分かりますように、それぞれ道路区域であったり、河川の公共用地となっているため、今後市街化する予定も無いことから市街化調整区域へ編入することとしております。

こちらも、いの町の是友地区になります。こちらも先ほどと同様、西バイパスの道路の用地となっておりますので、今後市街化する予定も無いことから市街化調整区域へ編入することとしております。

こちらが、いの町の西地地区になります。ここにつきましては線引きの縁辺部ということでありまして、今後市街化する予定も無いということから市街化調整区域へ編入することとしております。

ここが、最後の箇所となります。高知市の介良地区になります。ここにつきましても線引きの縁辺部ということから市街化調整区

域へ編入する予定としております。

最後に、都市計画決定の今後の手続きについて、説明させていただきます。

現在、こういった案につきまして、関係機関との下協議等を調整し、実施しているところでございます。来年度令和3年度に入りまして、都市計画の変更の原案を作成させていただきまして、都市計画の手続きに入らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

記載している月につきましては予定としておりますが、6月から7月くらいにかけて原案の縦覧、住民説明会等を開催したいというふうに考えております。その後、8月に公聴会を実施し、また、記載のとおり都市計画案の作成、国土交通省への事前協議、高知広域都市計画区域の4市町への意見照会、案の縦覧等を実施し、令和3年度の2月頃にですね、来年の今頃にまた高知県都市計画審議会を開催し、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

その後、都市計画変更の告示等を実施し、令和3年度内に都市計画変更の手続きを完了したいというふうな計画予定、スケジュールでございます。

以上で、高知広域都市計画区域区分の変更についての報告事項ということで説明を終わります。

#### ■磯部会長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

はい、それでは特にご意見、ご質問無いようですので、報告事項については、これで終わりにしたいと思います。

それでは、今日の審議につきましては、これで終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。

#### ■事務局

委員の皆様、本日はご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第147回高知県都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、足をお運びいただきましてありがとうございました。

本日はどうもありがとうございました。

以上